各市町村（学校組合）教育委員会事務局　服務担当者　各位  
  
平素お世話になっております。  
高知県教育委員会事務局教職員・福利課　野崎と申します。  
  
このことにつきまして、県立学校長にぶら下がりメールのとおり通知しております。  
参考にご査収いただきますようお願いいたします。

=================================

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 人事企画担当　野崎

TEL：０８８－８２１－４９０３

FAX：０８８－８２１－４７２５

=================================

-------- Forwarded Message --------

|  |  |
| --- | --- |
| **Subject:** | 【県立学校】台風10号により教職員が出勤困難な場合の服務について |
| **Date:** | Fri, 4 Sep 2020 16:45:27 +0900 |
| **From:** | 高知県教育委員会教職員・福利課 [<310601@ken.pref.kochi.lg.jp>](mailto:310601@ken.pref.kochi.lg.jp) |
| **To:** | [gakkou@emgw.pref.kochi.lg.jp](mailto:gakkou@emgw.pref.kochi.lg.jp) |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年９月４日  
  
　各県立学校長　様  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教職員・福利課長  
  
　台風10号が今後、特別警報級の勢力まで発達し、西日本に接近することが見込まれており、本県でも９月７日（月）の出勤に影響が出る可能性があります。  
　各所属におかれましては、災害対応体制の確保に努めたうえで、不要不急の業務のために教職員が被害を受けることのないよう、夏期特別休暇又は年次有給休暇の取得や、出勤時等の安全確保に最大限ご配慮いただきますよう、お願いします。  
　  
　台風の影響により、公共交通機関の運行が休止する状況が発生した場合における教職員の出勤に際しての服務については、下記のとおりですので、お知らせします。  
  
１　出勤について  
　　公共交通機関の運行が休止した場合など、教職員の責によらない原因によって、事実上出勤することが著しく困難であると認められる場合に、必要と認める時間については、特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難）を与えることができます。  
　　勤務しないことが相当であると認められる場合は特別休暇の承認をお願いします（臨時的任用教職員、会計年度任用職員も同様）。  
  
　　その承認については、所属長は「２　参考」の通知を確認のうえ、通常の努力をしても出勤できない場合に認められることに留意し、適切に運用していただくようお願いします。  
　　また、公共交通機関が復旧した場合等の取扱いについても、留意してください。  
  
　【通常の努力の基準】  
　　　他の交通機関（タクシーは除く。）の利用、他の交通用具の使用、その他便乗など、他の通勤方法を考慮することを含めて、出勤の努力をすること。  
  
　　＜例＞  
　　　（１）出勤すべき場合  
　　　　　　他に利用できる交通機関があれば、それを利用して出勤すべきものとする。  
　　　（２）出勤できないものとして取り扱うことのできる場合  
　　　　　　他に利用できる交通機関がなく徒歩によるときは、その出勤所要時間が通常の出勤

所要時間より１時間を超えることとなる場合は、出勤できないものとして取り扱うことがで

きる。  
　　　　　　ただし、疾病その他健康上の理由により１時間を超える徒歩出勤は、教職員の健康

管理上著しく支障があると認める場合には、所属長がその必要と認める限度で短縮した

出勤時間により配慮することができる。  
  
　【公共交通機関が復旧した場合】  
　　　特別休暇の期間は、出勤を妨げていた原因が解除又は回復されるまでの期間とその後の

出勤に要する時間となります。  
　　　なお、復旧後直ちに出勤したとしても勤務公署到着が勤務時間終了後となる場合は、１日の

特別休暇として差し支えありません。  
  
　　＜例＞  
　　　午後３時に復旧し、勤務公署到着が午後３時30分となる場合  
　　　　→６時間の特別休暇を承認することができます。  
　　　　　※ただし、残りの勤務時間に年次有給休暇を申請し、結果として出勤しなかった場合は、

１日の年次有給休暇となりますので、注意してください。  
  
２　参考  
○「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難」  
　休暇等について（平成24年３月13日付23高総福第1154号教育長通知）  
○交通機関の事故（ストなど）時等における勤務の基準等について  
（昭和43年６月24日43人第108号総務部長通知）